

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金(第2次申請)

令和 4 年 12 月で申請受付が終了した「省エネ・再エネ設備導入加速化事業補助金」が補正予算の成立により、第 2 次の申請が行われることになりました。

申請受付は令和 5 年 1 月中旬頃を予定されております。（具体的な日付は未確定）

概要 : コロナ禍における原油価格等の高騰に直面する事業者のエネルギーコスト削減推進のため、省エネルギー・再生エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助する。

補助率 : 3 分の 2 以内（福祉施設等は 4 分の 3 以内）

補助額 : 省エネ設備 1 事業所当たり下限 500,000 円～上限 3,000,000 円

再エネ設備 1 事業所当たり下限 3,000,000 円～上限 6,000,000 円

補助対象設備 : 省エネ設備 照明設備、高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラー、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、生産設備、エネルギーマネジメントシステム

再エネ設備 太陽光発電設備、蓄電池

※補助対象となる設備には各々条件があります。

※上記内容は第 1 次申請のものです。第 2 次実施の際には変更の可能性があります。

詳細は下記ホームページを参照ください

<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/syouene.html>

法人版事業承継税制(特例措置)の届出期限延長

事業承継税制において時限措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（3 分の 2 まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から 100%）等がされた特例措置が創設されております。

この特例措置を適用するために必要な「特例承継計画」の提出期限が、令和 6 年 3 月 31 日へ延長されました。

※実際に対象となる贈与・相続の適用期限は当初の令和 9 年 12 月 31 日までです。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。